## 国立大学法人東京医科歯科大学役員給与規則

平成 1 6 年 4 月 1 日 規 則 第 6 号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条の規定により準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第52条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学の役員の給与について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「役員」とは、国立大学法人法第10条に定める役員で、学長、 理事及び監事の職に就く者をいう。

(役員の給与)

第3条 役員の給与は、常時勤務する役員については、本給、調整手当、通勤手当、研究 特別手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第4条 役員の給与(勤勉手当を除く。)は、毎月17日(以下この条において「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日 (その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日)に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(本給)

第5条 常時勤務する役員の本給表は、次のとおりとする。

号 給	本(	給月	額
1	635	5, 00	0円
2	706	6, 00	0円
3	7 6 1	1, 00	0円
4	8 1 8	3, 00	0円
5	895	5, 00	0円
6	965	5, 00	0円
7	1, 035	5, 00	0円
8	1, 107	7, 00	0円
9	1, 175	5, 00	0円

- 2 学長の号給は、7号給とする。
- 3 常時勤務する理事及び監事の号給は、原則として、理事は5号給まで、監事は4号給 までの範囲とし、当該役員の勤務内容等を勘案し、学長が別に定める。

(調整手当)

第6条 調整手当は、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則(平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。)第15条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、職員給与規則第17条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(研究特別手当)

第7条の2 研究特別手当は、職員給与規則第21条の4に定める常勤職員の例に準じて 支給する。

(勤勉手当)

- 第8条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給及び調整手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じた額に賞与係数を乗じて得た額とする。

在職期間	割 合	
6箇月	100分の100	
5箇月以上6箇月未満	100分の80	
3箇月以上5箇月未満	100分の60	
3箇月未満	100分の30	

- 3 第2項に掲げる賞与係数は1.3から0.7の範囲とし、役員会及び経営協議会の承認 を持って決定する。
- 4 基準日以前6月以内の期間において、国家公務員、国立大学法人職員等から引き続き 常勤役員となった者については、その者の当該職員等としての引き続いた在職期間を常 勤役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 5 第2項の規定のうち、学長の勤勉手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う本学の 業務の実績に関する評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、学長が、 学長選考・監察会議の意見を聴いて、その額を100分の20の範囲内で増額し、又は 減額することができる。
- 6 第2項の規定のうち、理事及び監事の勤勉手当の額は、国立大学法人評価委員会が行 う本学の業務の実績に関する評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、 学長が、国立大学法人東京医科歯科大学経営協議会の意見を聴いて、その額を100分 の20の範囲内で増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当の月額は、当該役員の職務の困難度、実績等を勘案して、学長が 定める。

(月の中途で就任又は退職した場合の給与)

- 第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員の就任当月分の本給及び調整手当は、それぞれの日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を本給及び調整手当の月額から控除した額とする。
- 2 月の末日以外の日において退職した役員の退職当月分の本給及び調整手当は、それぞれの日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を本給及び調整手当の月額から控除した額とする。ただし、死亡した者に対する当月分の給与は、当月分の給与の月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第11条 前条に規定する日額は、当該月額を当該月の土曜、日曜日以外の日の数で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

- 第12条 役員の給与は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第13条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り 捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(調整手当に関する経過措置)

2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における調整手当に関する第6条の規定の適用については、同条中「常勤職員の例に準じて支給する。」とあるのは、「常勤職員の例に準じて支給する。ただし、調整手当の支給割合は、100分の14とする。」とする。

(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

3 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則(平成16年10月1日規則第80号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年11月30日規則第21号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第2号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 号給の切替え及びこれに伴う本給の経過措置については、別に定める。

附 則(平成19年12月17日規則第15号)

この規則は、平成19年12月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 附 則(平成21年5月29日規則第33号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年11月30日規則第51号)

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日規則第73号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の150」とする。

附 則(平成24年6月27日規則第73号)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学役職員の給与の臨時特例に関する規則(平成24年6月27日規則第72号。以下「臨時特例規則」という。)の施行の日から平成26年3月31日までの間においては、役員の給与については、この規則に定めるもののほか、臨時特例規則および国立大学法人東京医科歯科大学平成24年度特例手当の支給に関する細則の定めるところによる。

附 則(平成25年3月1日規則第17号)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成26年7月8日規則第60号)

この規則は、平成26年7月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月24日規則第27号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第95号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年3月31日から施行し、平成27年1月1日より適用する。 (給与調整一時金)
- 2 平成27年1月に支給する給与については、この規則のほか、国立大学法人東京医科 歯科大学給与調整一時金の支給に関する規則(平成27年規則第97号)の定めるとこ ろにより支給する。

附 則(平成27年3月31日規則第99号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

2 平成27年4月1日の前日から引き続き役員給与規則第5条の本給表の適用を受ける 者で、新号給の本給月額が旧号給の本給月額に達しないこととなる者には、平成30年 3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。 附 則(平成28年3月31日規則第80号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月12日規則第169号)

- この規則は、平成28年12月12日から施行し、平成28年12月2日から適用する。 附 則 (平成30年7月18日規則第53号)
- この規則は、平成30年7月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 附 則(令和3年12月4日規則第128号)
- この規則は、令和4年4月1日から施行する。